

関西大学家計急変者給付奨学金 募集要項 (1月募集)

<返還義務はありません>

制度趣旨について

関西大学家計急変者給付奨学金は、修学支援を目的に、家計支持者の死亡や失業、廃業などの著しい収入の減少により家計が急変した学部学生及び大学院学生に対する給付制の奨学金です。

個人情報の取り扱いについて

関西大学家計急変者給付奨学金の出願に際し、関西大学の奨学金システムに入力された出願情報及び提出書類に記載された情報は、関西大学で定める個人情報保護方針に基づき、奨学生の選考業務のために利用されます。

この利用目的の適正な範囲内において、出願者の情報が業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には一切使用しません。

2023年度(1月募集)の受付期間(日・祝日・休業期間中を除く)

1日～10日 10:00～16:00

※ 関西大学家計急変者給付奨学金の募集は毎月1日～10日の期間で行います。

関西大学学生センター
奨学支援グループ

目次

I 関西大学家計急変者給付奨学金の概要	P1・P2
1 申請に関する注意点	P1
2 出願資格	
3 学力基準	P1・2
4 給付金額(年額)	P2
5 採用予定人数	
6 選考方法	
II 奨学金出願から採用までのスケジュール	P3
III 奨学金の出願に必要な書類について	P4~P6
1 書類作成に関する注意事項(必読)	P4
2 提出書類について	
3 所得及び急変事由への該当に関する証明書	P5~P6
4 該当者のみ提出が必要な書類	

奨学支援グループからのお知らせ

関西大学家計急変者給付奨学金に加え、家計が急変した方を対象に国や財団等が実施する奨学金制度がございます。本制度に加え、ご出願可能な奨学金制度をご案内しますので、まずは奨学支援グループもしくは各キャンパスの奨学金窓口までご相談ください（相談窓口は巻末の「在学中の奨学金の利用について」をご参照ください）。

I 関西大学家計急変者給付奨学金の概要

1 申請に関する注意点

以下に該当する方は出願できません。

- (1) 過去に本奨学生として採用された者
- (2) 出願時点で残留（留年）生の者
- (3) 対象となる事由が発生した日から1年を超えている場合
- (4) 対象となる事由が本学在学以前に発生している場合

！注意！認定留学期間中又は外国語学部におけるスタディ・アブロードの履修期間中は、当該出願期間から除く。

2 出願できる方

主たる家計支持者が次のいずれかの事由に該当し、家計が急変した者

事由		備考
①	死亡した	該当する事由により、必要書類が異なります。詳細は4～6ページをご確認ください。
②	症候の程度が障害認定等級2級以上の長期療養者となった	
③	勤務先の倒産により失業した、又は自営業であって廃業した	

3 学力基準

(1) 学部生

新入生	高等学校調査書の学業成績評定平均値が3.3以上の者
上位年次生	2023年度春学期終了時点で、次の①及び②の条件をともに満たしている者 ①2ページの【出願基準単位数】を満たしていること ②評定平均値（次の計算式による）が2.00以上のもの $\text{評定平均値} = \{ (\text{「秀・優」の数} \times 3) + (\text{「良」の数} \times 2) + (\text{「可」の数} \times 1) \} \div \text{修得科目数}$ ※ 卒業所要単位数に算入することができる科目のみ計算に用い、小数点第3位を四捨五入する。（GPAとは異なりますので注意してください。）

※1年次生について「高卒認定試験」合格者や外国における教育を受けた等で本学に入学した際の高等学校調査書の評定平均値を持たない方は、奨学支援グループまで相談してください。

【出願基準単位数】

在学年次 ・ 在学学期	2年次生		3年次生		4年次生	
	3学期	4学期	5学期	6学期	7学期	8学期
単位数	26	41	56	71	86	106

(2) 大学院生(法科大学院は除く)

新入生	前課程の学修成績について、評定平均値(計算式は1ページ【学部上位年次生】欄を参照)が2.00以上の者
上位年次生	2022年度秋学期終了時点で、次の①及び②の条件をともに満たしている者 ①単位の修得状況が以下の基準を満たすこと 【博士課程前期課程】1年次終了時点において20単位以上を修得していること (3年コースの2年目は14単位以上・3年目は28単位以上) 【博士課程後期課程】 2年次生 1年次終了時点において4単位以上を修得していること 3年次生 2年次終了時点において8単位以上を修得していること ②評定平均値(計算式は1ページ【学部上位年次生】欄を参照)が2.00以上のもの

※法科大学院の学生で出願予定の方は事前にご相談ください。

※秋学期入学生や休学制度を利用した方については個別にご相談ください。

4 給付金額(年額)

240,000円

※学部生において、「2 出願資格」の事由①に該当し、選考の結果「関西大学教育後援会家計急変者給付奨学金」の採用者となった場合は250,000円の給付となります。

5 採用予定人数

2023年度採用予定 約50名

6 選考方法

出願資格を満たす学生について、家計状況及び家庭事情(障がいのある人・長期療養者がいる世帯、家計支持者が単身赴任している世帯等や自宅外通学等)をもって総合的に判断します。

II 奨学金出願から採用までのスケジュール

出願から採用までのスケジュール

① 出願書類の準備	出願資格の該当事由を確認のうえ、本冊子 P4～P6 を参考に出願に必要な書類を揃えてください。
事由発生から出願まで	

② 出願書類の提出

キャンパス	提出先	提出日
千里山	凜風館1階 奨学支援グループ	毎月 1日～10日(土日・祝除く) 10:00～16:00
高槻	A棟1階 高槻キャンパスオフィス	
堺	A棟1階 堺キャンパス事務室	
高槻ミューズ	西館2階 ミューズオフィス	

③ 選考結果通知	選考結果通知はインフォメーションシステムの「個人伝言」機能によってのみ行います。
出願した月の下旬	

④ 奨学金振込	原則出願した翌月末に振込みます。なお、月末が祝日等のため金融機関休業日の場合は、その前日の金融機関営業日に支給します。また、振込先は本人名義の口座に限ります。
出願した月の翌月末	

Ⅲ 奨学金の出願に必要な書類について

1 書類作成に関する注意事項(必読)

- 所定の期間内に、次に指定する書類を提出することになります。家庭状況により提出書類は異なりますので、説明をよく読んで必要書類を揃えてください。
- コピーで提出される書類は、記載内容(氏名・金額・日付・その他文字等)を鮮明に読み取ることができるように複写してください。記載内容が不鮮明である場合は書類不備扱いとなり、受理できませんのでご注意ください。
- 記入する場合は、必ず黒のボールペンで記入してください(消せるボールペン・鉛筆は使用不可)。
- 本学が必要と認めた場合には、本項で指定する書類以外に別途書類を請求する場合があります。
- 提出書類にマイナンバーの記載がある場合には、必ずマイナンバー(個人番号)を黒塗りして判読できないようにしてください。
- 提出された書類は返却いたしません。あらかじめご了承ください。

2 提出書類について(全員必ず提出が必要な書類)

全員必ず提出が必要な書類	(1) 2023 年度 奨学生願書
	➤ 奨学支援グループホームページ内、募集要項下部に掲載の「2023 年度 関西大学 家計急変者給付奨学金願書」を A4 サイズに印刷(片面)し、申請者本人が必要事項を記入のうえ、署名欄に署名して提出してください。
	(2) 父・母両方の最新の「所得(課税)証明書」(市区町村役場で発行のもの・コピー不可)
	➤ 市区町村役場の窓口で、「すべての項目が記載された最新の所得の内訳が記載の所得(課税)証明書」の発行を申請してください。
	➤ 「(4) 所得に関する証明書」(源泉徴収票・確定申告書等)とあわせて、父と母両方のものが必要です。
	➤ 父母がいない場合は、父母に代わって家計を支えている方の証明書を提出してください。
	➤ 無収入の場合も収入・所得が「0 円」と記載されたものが必要です。
	➤ 所得・収入の種類・内訳と金額、控除事項・金額(配偶者控除・扶養控除・扶養人数)等の事項が全て明記されている証明書を提出してください。(金額や控除項目の記載がない場合や“****”で目隠しされている場合は受付できません。)
	➤ 証明書の名称・形式は市区町村により異なります。「奨学金申請のために使用」とお申し出ください。
	(3) 所得及び急変事由への該当に関する証明書
	➤ 該当する事由や発生時期、収入の種類によって提出する書類が多岐に渡ります。P5~P6 を参考にしてください。
	➤ 急変事由に該当する証明書については、写し(コピー)を提出してください。
	➤ 所得に関する証明書については、無職の場合にも必要な書類があります。また、父母両方のものが必要です。
	➤ 家計急変の有無を確認するため、 事由発生の前後の所得に関する証明書 を提出してください。提出書類が不明な場合は、事前に奨学支援グループに相談してください。
該当者のみ	(4) 特別な家庭事情に関する証明書
	➤ 家計支持者が単身赴任や同居家族に長期療養者いる場合などの事由に該当する場合、証明書類を提出することで所得金額から控除されることが認められています。
	➤ 下表を参照し、該当の書類全てを提出してください。

3 所得及び急変事由への該当に関する証明書

(1) 所得に関する証明書(例)

※提出書類は収入や該当する事由、事由の発生した時期により異なります。出願予定の方は事前にご相談ください。

種類	提出書類	備考
所得に関する証明書類(例)	源泉徴収票	給与収入がある場合 ※ 複数箇所勤務している場合は、全ての勤務先について証明書が必要です ※ 同一人で2箇所以上から給与を得ているため確定申告した場合は、全ての勤務先についての証明書及び「所得税確定申告書 第一表・第二表」の控のコピーを提出してください。
	「確定申告書第一表・第二表」の本人控のコピー	給与以外の収入がある場合 ※ 控を印刷したものを提出してください。 ※ 確定申告を確定申告書の持参・郵送により行った場合は、税務署の受付印のあるもの。 ※ 確定申告を電子申告により行った場合は、『「申告内容確認票」の写し』に『受信結果(受信通知:「メール詳細」画面)又は「即時通知」』を添付して提出してください。
	年金(遺族年金含む)の「年金決定通知書・年金振込通知書・年金額改定通知書・支給額変更通知書」のコピー	[発行者] 日本年金機構等 ※ 事由発生に伴い受給資格喪失等により対象外となった年金がある場合は、必ず事由発生前に受給していた通知書も提出してください。 ※ A4サイズに印刷してください。
	給与支払見込証明書	[発行者] 勤務先 ※ 奨学支援グループホームページ内、募集要項下部に掲載の様式「給与支払見込証明書」をA4サイズに印刷(片面)し、勤務先からの証明を受けてください。 ※ 複数の会社に勤務している場合は全ての勤務先の「給与支払見込証明書」を提出してください。
	所得内容申告書及び自営業等の所得計算書(帳簿)	※ 奨学支援グループホームページ内、募集要項下部に掲載の様式「所得内容申告書」に必要事項を記入してください。 ※ 直近3ヶ月以上の帳簿等のコピーを添付して提出してください。 ※ 審査は所得金額(売上-経費)で行います。必ず、売上と経費が分かるように帳簿を作成してください。
	各種手当等(児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、傷病手当等)を受給している場合	[発行者] 市区町村役場等 ※ 事由発生前後で手当の種類や金額が異なる場合は、それぞれの手当の通知書を提出してください ※ A4サイズに印刷してください。
	生活状況報告(申告)書	無職の場合 ※生活状況報告書に該当しない収入や手当がある場合は、特記事項にその内容(名称・金額)を記載ください。

(2) 急変事由への該当に関する証明書(例)

事由	証明書類	備考
①	住民票除票(死亡日記載)	[発行者] 市区町村役場等
②	障害者手帳 ※認定等級・認定日が確認できる部分	[発行者] ・都道府県知事・指定都市の市長・中核市の市長など ※発行者は発行する手帳や居住地等によって異なります。
②	医師の診断書 ※対応する障害の認定等級・認定日が確認できること	[発行者] 医療機関
③	個人事業の開業・廃業等届出書	※納税地を所轄する税務署長へ提出した控え(写し)
③	倒産に伴う整理解雇の通知書等	[発行者] 勤務先
③	未払賃金立替払制度の申請書	※労働基準監督署に提出した控え(写し)を提出

※事由①は死亡した、②は症候の程度が障害認定等級2級以上の長期療養者となった、③は勤務先の倒産により失業した、又は自営業であって廃業した、を示します。

4 該当者のみ提出が必要な書類

特別な家庭事情に関する証明書	
出願時点での状況	必要な証明書類
<p>家計支持者が単身赴任している場合</p>	<p>①【単身赴任等に係る費用について】 ＋ ② 赴任先での直近1ヶ月の 【家賃・電気・ガス・水道料金】 (本人負担分)の領収証のコピー ＋ ③【単身赴任証明書】 〔自由様式/勤務先の公印による押印が必要〕</p> <p>※ ①・②・③をすべて提出してください。 ※ ①は奨学支援グループホームページ内、募集要項下部に掲載の様式「単身赴任等に係る費用について」をA4サイズに印刷(片面)してください。 ※ ②は奨学支援グループホームページ内、募集要項下部に掲載の様式「家計支持者の単身赴任に係る領収書等貼付用紙」をA4サイズに印刷(片面)し、貼付してください。</p>
<p>同居家族に長期療養者(連続して6ヶ月以上、入院又は自宅で療養中(見込みを含む)の方に限る)がいる場合</p>	<p>①【長期療養費計算書】〔指定様式〕 ＋ ②【医療費に係る領収書】のコピー</p> <p>※ ①・②の両方を提出してください。 ※ ①は奨学支援グループホームページ内、募集要項下部に掲載の様式「長期療養費計算書」をA4サイズに印刷(片面)してください。 ※ ②は印刷したものをA4サイズ用の紙に貼付し、提出してください。</p>
<p>出願者本人を含め、同居家族に障がいのある方、原子爆弾によって被爆した方がいる場合</p>	<p>【障害者手帳】【被爆者手帳】のコピー ※ A4サイズに印刷してください。</p>
<p>出願から1年以内に震災、風水害、火災 その他災害、盗難等の被害を受けた場合</p>	<p>①【被害を受けたことの証明書】 ＋ ②【被害により生じた実費を証明する証明書】のコピー ※ ①・②の両方を提出してください。 ※ A4サイズに印刷してください。</p>

在学中の奨学金の利用について

関西大学では、本冊子で案内する奨学金以外にも、返還義務のない『給付制奨学金』、無利子で貸与する『貸与制奨学金』を用意し、学生一人ひとりの学ぶ意欲を経済面からサポートしています。詳しくは、奨学支援グループのホームページよりご確認ください。

なお、奨学金の種類によって募集方法・募集時期・提出書類が異なりますので、利用を希望する際には、各種案内の確認漏れがないよう、ご注意ください。

【奨学金に関する情報の案内方法】

- 奨学支援グループホームページ
- 奨学金掲示板(各キャンパス内)
- インフォメーションシステム(お知らせ又は個人伝言)



千里山キャンパス
学生センター 奨学支援グループ
〒564-8680 吹田市山手町3-3-35 窓口取扱時間/9:00~17:00 ※ 土日・祝日・休業期間中を除く

高槻キャンパス
高槻キャンパスオフィス
〒569-1095 高槻市霊仙寺町2-1-1 窓口取扱時間/9:00~17:00 ※ 土日・祝日・休業期間中を除く

堺キャンパス
堺キャンパス事務室
〒590-8515 堺市堺区香ヶ丘町1-11-1 窓口取扱時間/9:00~17:00 ※ 土日・祝日・休業期間中を除く

高槻ミュージックキャンパス
ミュージックオフィス
〒569-1098 高槻市白梅町7-1 窓口取扱時間/9:00~17:00 ※ 土日・祝日・休業期間中を除く

【窓口開室時間：9時～17時（土日・祝日・休業期間中を除く）】